

外国人材雇用企業における新型コロナウイルス感染症の影響に関する調査（令和2年12月）の結果等について

〔 令和3年2月5日
商工労働局
地域政策局 〕

1 趣旨

外国人材を雇用している県内企業における新型コロナウイルス感染症の影響を把握するため、令和2年8月及び10月に、県内外国人労働者に占める割合が高い技能実習生の状況について、県内のすべての外国人技能実習監理団体（以下「監理団体」）を対象として調査を実施したところであるが、その後の状況の変化を把握するための調査を行った。

○ 出入国制限緩和の状況

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年2月以降、出入国制限等が実施されてきたところ、ビジネス上必要な人材等については、令和2年7月29日以降、対象国・地域との間での双方向の往来を可能にする枠組みである「レジデンストラック（入国後14日間の自宅待機が必要）」等の受付が開始されている。

令和3年1月7日時点で「特定技能」、「技能実習」等の在留資格については、次の11の国・地域からレジデンストラックの枠組みでの入国が可能であった。

シンガポール、韓国、ベトナム、中国、タイ、カンボジア、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、ラオス、台湾

・別紙 外務省作成資料「日本への入国／再入国／帰国の際に利用可能な枠組み 令和2年12月26日時点」参照

ただし、令和3年1月13日の政府決定により、令和3年1月14日から緊急事態解除宣言が発表されるまでの間、これらの往来についても一時停止されている。

※ なお、令和2年10月1日から措置されていたビジネス上必要な人材等以外の在留資格も対象とした「全世界を対象とした新規入国」についても、令和2年12月26日の政府決定により一時停止されている。

2 調査の概要

- (1) 調査対象 県内の監理団体 164 団体（10月調査：164 団体、8月調査：157 団体）
- (2) 調査方法 郵送により調査票送付、ファックス又は電子メールにて回答（10月、8月も同様）
- (3) 調査期間 令和2年12月11日～12月28日（10月調査：令和2年10月15日～10月30日、8月調査：令和2年8月6日～8月24日）
- (4) 回答数等 71 団体・回収率 43.3%（10月調査：66 団体・40.2%、8月調査：77 団体・49.0%）
- (5) 結果概要 ※（ ）内の数値は監理団体数

ア 入国制限による影響について

- (ア) 認定された計画どおりに受入れが進まないことによる実習実施者（受入企業）からの相談
「ある」：69.0%(49/71)（10月調査：62.1%(41/66)・8月調査：74.0%(57/77)）
「ない」：31.0%(22/71)（10月調査：36.4%(24/66)・8月調査：24.7%(19/77)）

(イ) 相談がある実習実施者の業種（複数回答可）

「食品製造」：28.6%(14/49)、「建設」・「溶接」：各 24.5%(各 12/49)、「機械・金属」：20.4%(10/49)

(ウ) 相談がある実習実施者における対応（複数回答可）

「自社の実習修了後の元実習生の在留資格変更により補充※」：65.3%(32/49)、「国内人材（実習生以外）により補充」：26.5%(13/49)、「他社の実習修了後の元実習生の在留資格変更により補充※」：18.4%(9/49)、「実習実施の断念」：16.3%(8/49)、「他の実習実施者からの転籍受入れにより補充」：14.3%(7/49)

※ 実習修了後、本国への帰国が困難な元実習生は、在留資格「特定活動（6か月、更新可・就労可）」への変更により、従前の実習企業等又は新たな受入企業等において、実習と同種の業務で就労することができる。

※ 実習修了後、本国への帰国が困難な元実習生は、在留資格「特定活動（6か月、更新可・就労可）」への変更により、実習と同種の業務で就労することができるほか、就労できない在留資格「特定活動（6か月、更新可・就労不可）」への変更による継続滞在も可能。

※ 実習修了後、本国への帰国が困難な元実習生は、在留資格「特定活動（6か月、更新可・就労可）」への変更により、実習と同種の業務で就労することができるほか、就労できない在留資格「特定活動（6か月、更新可・就労不可）」への変更による継続滞在も可能。

※ 実習修了後、本国への帰国が困難な元実習生は、在留資格「特定活動（6か月、更新可・就労可）」への変更により、実習と同種の業務で就労することができるほか、就労できない在留資格「特定活動（6か月、更新可・就労不可）」への変更による継続滞在も可能。

※ 実習修了後、本国への帰国が困難な元実習生は、在留資格「特定活動（6か月、更新可・就労可）」への変更により、実習と同種の業務で就労することができるほか、就労できない在留資格「特定活動（6か月、更新可・就労不可）」への変更による継続滞在も可能。

イ 帰国困難者の状況について

(ア) 実習修了後、帰国困難となっている元実習生の有無

「いる」：74.6%(53/71)（10月調査：65.2%(43/66)・8月調査：74.0%(57/77)）

「いない」：25.4%(18/71)（10月調査：28.8%(19/66)・8月調査：24.7%(19/77)）

(イ) 帰国困難となっている元実習生の対応※（複数回答可）

※ 本国への帰国が困難な元実習生は、在留資格「特定活動（6か月、更新可・就労可）」への変更により、実習と同種の業務で就労することができるほか、就労できない在留資格「特定活動（6か月、更新可・就労不可）」への変更による継続滞在も可能。

- ① 就労できる在留資格「特定活動(6か月・就労可)」へ変更した元実習生がいる監理団体
: 98.1%(52/53)

【具体的な対応】

「実習と同一作業・同一の企業での就労継続」: 96.2%(50/52),

「実習と同一作業・実習と異なる企業での就労継続」: 7.7%(4/52)

- ② 就労できない在留資格「特定活動(6か月・就労不可)」等へ変更した元実習生がいる監理団体 : 15.1%(8/53)

【監理団体における支援】

「生活の支援(宿泊施設の提供等)」: 75.0%(6/8),

「資格外活動許可(週28時間以内のアルバイト)周知※」: 50.0%(4/8)

※ 令和2年12月1日から新型コロナウイルス感染症の影響で帰国することができず、日本での生計維持が困難である場合、資格外活動(週28時間以内のアルバイト可)が許可されている。

ウ 実習実施困難時の対応について

(ア) 新型コロナウイルス感染症の影響による実習実施困難時届※の有無

「届出あり」: 19.7%(14/71) (10月調査: 24.2%(16/66)・8月調査: 20.8%(16/77))

「届出なし」: 80.3%(57/71) (10月調査: 72.7%(48/66)・8月調査: 77.9%(60/77))

※ 外国人技能実習機構(以下「機構」)において実習計画の認定を受けた後に、実施が困難となった場合は、機構への実習実施困難時届出書の提出が必要。計画認定後に実習生が出身国を出国できない場合も届出が必要。

(イ) 実習実施困難となった業種等(複数回答可)

「溶接」: 28.6%(4/14), 「建設」: 21.4%(3/14),

「農業」・「機械・金属」・「食品製造」: 各 14.3%(各 2/14)

(ウ) 実習実施困難となった場合の対応(複数回答可)

「実習と同一作業で他の実習先に転籍」: 28.6%(4/14),

「特定活動(最大1年・就労可)※」への変更により他企業で就労継続」: 14.3%(2/14)

「実習生の出身国での待機等」: 14.3%(2/14)

※ 経営悪化等により実習実施が困難となった場合、帰国困難であり、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、特定産業分野(介護、農業等の14分野)で就労が認められる「特定活動(最大1年・就労可)」への在留資格変更が可能。

解雇等され就労継続が困難となった在留資格「特定技能」, 「技術・人文知識・国際業務」なども対象。この措置に合わせて出入国在留管理庁は求人事業者とのマッチング支援を実施。

エ 監理団体からの声

- ・ 航空便が少ない, 航空運賃が高額であるなどの事情により帰国の見込が立たない。
- ・ 在留期間の長期化により元実習生の就労意欲が低下している。
- ・ 監理団体における元実習生支援のための費用負担が長期化している。
- ・ 入国後の待機場所の確保等に係る費用負担が増加している。

3 参 考

(1) 外国人相談状況等

技能実習生や留学生等への生活環境調査(令和2年8月~12月実施)において, 技能実習では約6割, 留学では約5割程度の外国人が「収入は減っていない」と回答している一方で, 「収入が減った」との回答もあった。引き続き, (公財)ひろしま国際センターや市町の外国人相談窓口の周知を図り, 国等の関係機関と連携し相談に適切に対応していく。

ア 外国人相談状況((公財)ひろしま国際センター等)

(R2年2~11月; 件数, (): 9月までの件数)

新型コロナウイルス感染症に関連した相談内容	ひろしま国際センター	(参考)3市
1 体調不安, 検査希望, 感染予防	45 (41)	43 (37)
2 定額給付金等の手続き など	83 (83)	427 (426)
3 社会保険, 生活困窮(生活資金, 住宅費, 税免除等)	14 (12)	451 (347)
4 労働関係(解雇, 仕事探し, 休業補償等)	13 (13)	106 (98)
5 ビザ・出入国関係	19 (16)	34 (30)
合 計	174 (165)	1,061 (938)

(注)「3市」は, 技能実習生の比較的多い広島市, 福山市, 呉市の外国人相談窓口での件数

イ 技能実習生や留学生等に対する生活環境調査

「コロナで困っていることについて」の質問関連を抜粋（速報値）

区 分	在 留 資 格（主なもの）	
	技能実習	留学
収入は減っていない	376（61.6%）	165（48.1%）
仕事はあるが、収入が減った	218（35.7%）	129（37.6%）
仕事がなくなり、収入が減った	16（2.6%）	49（14.3%）
合 計	610	343

（2）広島労働局管内「外国人雇用サービスコーナー」設置ハローワーク等での職業相談件数の状況

令和2年度上半期相談件数：4,763件（昨年同期の2,607件から約83%増加）

※ 上記の件数は、外国人労働者の雇用に対する相談及び職業紹介に対応している「外国人雇用サービスコーナー」設置のハローワーク等での職業相談件数であり、利用者は「技術・人文知識・国際業務」等の専門的・技術的分野、留学生の資格外活動（アルバイト）、「永住者」等の身分に基づく在留資格などの外国人労働者である。

4 今後の対応について

今回の調査においても「帰国困難となっている元実習生がいる」と回答した監理団体数の割合が継続して高く、監理団体からは「航空便が少ない、航空運賃が高額であるなどの事情により帰国の見込が立たない」、「在留期間の長期化により元実習生の就労意欲が低下している」、「元実習生支援のための費用負担が長期化している」といった声が挙がっている。

今回の調査結果についても、広島出入国在留管理局、外国人技能実習機構、広島労働局、市町と共有を図り、帰国困難な元実習生や、解雇等された外国人の再就職や転職のための支援制度等が円滑に活用されるよう関係機関と連携した情報発信に引き続き取り組む。

また、変異ウイルスなどの影響により出入国制限の措置が変化する状況にあることから、県ホームページ等を活用し、出入国に関する情報の迅速かつ的確な周知を行うとともに、次の事項について、引き続き、国の責任による措置を要請する。

- ・ 出入国手続等の情報提供の徹底
- ・ 入国前の検査や入国後の待機措置等に係る外国人本人や受入企業の費用負担増加に対する軽減措置
- ・ 在留資格の特例措置の円滑な活用に向けた適時・的確な情報提供と継続的な見直し
- ・ 帰国困難な元技能実習生等で、帰国を希望する者の早期帰国の実現や、やむを得ず就労を継続することができない者などに対する生活支援のための適切な措置

日本への入国／再入国／帰国の際に利用可能な枠組み 令和2年12月26日時点



出所：外務省 HP

ビジネストラック（対象国・地域との間での双方向の往来を可能にするスキーム）

例外的に相手国又は本邦への入国が認められ、「本邦活動計画書」の提出等の更なる条件の下、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅待機期間中も、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能となる（行動制限が一部緩和される）スキーム。主に短期出張者用。

※ 自宅等と勤務先の往復等の限定した形で、公共交通機関不使用、不特定の人が入り出る場所への外出回避が必要。

レジデンストラック（対象国・地域との間での双方向の往来を可能にするスキーム）

例外的に相手国又は本邦への入国が認められるものの、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅待機は維持されるスキーム。主に駐在員の派遣・交代等、長期滞在者用。

※ 対象者が現行の水際措置を遵守すること等を確保するために必要な措置をとること等を受入企業・団体が誓約する「誓約書」の提出、入国前14日間の検温の実施等が必要。

全世界を対象とした新規入国

外国人が本邦への新規入国を希望する場合は、レジデンストラックと同様の手続が必要。必要な手続書類は出発国・地域が入国拒否対象地域に指定されている場合とそうでない場合で異なる。